

小山の自慢コーナー設置要領

(目的)

第1条 この要領は、これまで育んできた小山市が誇り、自慢とする産物や地域資源等を、今後も親しまれるまちの魅力として広く情報発信するため、関係事業者等の申請に基づき「小山の自慢コーナー」に登録するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 「小山の自慢コーナー」への登録は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 小山市産農畜産物
- (2) 小山市産加工食品
- (3) 小山市産酒類・飲物
- (4) 小山市産甘味・菓子
- (5) 工業品
- (6) 観光資源
- (7) 前各号に掲げるもののほか、登録することが適当と市長が認めるもの

(申請資格)

第3条 「小山の自慢コーナー」への登録申請を行うことができるものは、法人その他の団体及び個人であって、次の条件を満たすものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出の対象となる営業である事業を営んでいないこと。
- (2) 公序良俗に反する営業を行っていない事業者。
- (3) 小山市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者に該当しない者。

(登録の申請)

第4条 「小山の自慢コーナー」に登録を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、小山の自慢コーナー登録申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の審査及び決定等)

第5条 市長は前条の規定により申請があったときは、その内容を確認し、登録の可否について決定する。この場合において、必要があると認められるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の審議に当たり知識経験を有する者に意見を聴くことができる。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、5ヶ年を経過した日が属する年度の末日までとする。

(公表)

第7条 市長は、小山の自慢コーナーに登録を決定したもの（以下「登録品」という。）及び登録の決定を受けた事業者等（以下「登録者」という。）についての情報を公表、発信する。

(登録の更新)

第8条 登録者は、第6条に規定する登録の有効期限が満了する場合において引き続き登録を受けようとするときは、市長が指定する期日までに登録更新の手続きをしなければならない。

(登録内容の変更)

第9条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を直ちに市長へ届け出なければならない。

(1) 第4条の規定により申請した内容に変更（市長の定める軽微な変更に係るものを除く。）が生じたとき。

(2) 登録者の名称、代表者名若しくは住所等を変更したとき。

(3) 登録品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更内容について、速やかに公表、発信する。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録品が次のいずれかに該当すると認めるときは登録を取り消すことができる。

(1) 登録者から登録を辞退する申し出があったとき。

(2) 登録内容に偽りがあったとき。

(3) 登録品の生産・製造若しくは販売を中止または廃止したとき。

(4) その他、事業の運営に重要な支障をきたす行為があったとき。

(登録者の責務)

第11条 登録者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、登録品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者等と連携し、積極的に「小山の自慢コーナー」のイメージ向上に努めなければならない。

2 登録品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに市長に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、小山の自慢コーナーへの登録その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月から施行する。